

田原市生活学校会員

省エネ対策やリサイクル活動、料理教室など、暮らしをより良くするための活動、勉強会を行っています。どなたでも入会できますので、興味のある方はお問い合わせください。

商工観光課

23局3516 FAX 22局3817

生活

LIFE

70歳未満の方の医療費の医療機関窓口での支払い

これまで、70歳未満の方が入院した場合の医療機関窓口での支払いは、かかった額の3割を支払い、自己負担限度額を超えた額については、後日申請することによって支給されてきました。平成19年4月診療分からは、『国民健康保険証』と『限度額適用認定証』の提示により、自己負担限度額までとなります。(高額療養費の申請が不要になります。)この限度額適用認定証は、保険年金課、または各支所市民生活課で交付します。

で、申請してください。

なお、申請時、国民健康保険税に滞納がある方は、『限度額適用認定証』の交付を受けられませんので、期日までに納めてください。

詳しくはお問い合わせください。(田原市の国民健康保険以外の方は、勤務先または各保険者にお問い合わせください。)

保険年金課

23局2149 FAX 23局0180

渥美地区に居住する外国人の各種申請窓口を変更

これまで市役所市民課のみで扱ってきた外国人登録事務のうち、渥美地区に居住する外国人の各種申請窓口を、4月から渥美支所市民生活課に変更します。田原および赤羽根地区に居住する外国人の各種申請は、引き続き市役所市民課で扱います。

市民課 23局3511

FAX 23局0180

市民生活課(渥美支所)

33局1112



乳幼児医療費受給者証の返還・変更手続き

乳幼児医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する方は、それぞれ

手続きを市役所保険年金課または各支所市民生活課で行ってください。

1 乳幼児医療終了により返還

対象児童が平成19年度に小学校に入学する方は、受給者証の有効期間が終了となります。受給者証を返還してください。

2 乳幼児医療終了により変更

「乳幼児医療」の有効期間が終了したことにより、次に該当する方は、手続きに必要なものを持って窓口にお越しください。

【障害者医療に変更】

対象 Ⅱ 児童が身体障害者手帳(1級)3級(療育手帳A・B判定)をお持ちの方、または医師により「自閉症状群」と診断された方

〜手続きに必要なもの〜

- ・該当する手帳
- ・手帳は持っていないが、自閉症状群と診断された方は、その診断書
- ・印鑑認印で結構です()
- ・保険証
- ・これまで使っていた乳幼児医療費受給者証

【母子家庭等医療に変更】

対象 Ⅱ 離別・死別などにより、母子家庭・父子家庭となっている方

〜手続きに必要なもの〜

- ・印鑑認印で結構です()

・保険証

・これまで使っていた乳幼児医療費受給者証

保険年金課

23局3514

FAX 23局0180



母子家庭等医療費受給者証の返還

母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方で、対象児童が18歳になった年度末に到達した方は、受給者証の有効期間が終了となります。受給者証を市役所保険年金課または各支所市民生活課に返還してください。

保険年金課

23局3514 FAX 23局0180

あなたも働きませんか？

田原市地域職業相談室(ハローワーク豊橋・田原市)では、正社員パートを問わず、パソコンで仕事を探すぐることができます。また、専門職員による職業相談・紹介も行っていきます。気軽にご利用ください。

時間 Ⅱ 平日の午前9時～午後5時

場所 Ⅱ 田原めぐくんはうす2階

田原市地域職業相談室

24局0045 FAX 23局2766